市政に対する意見・要望・提言等への対応類型

意見・要望・提言・相談・苦情等

意見・要望等を行う者

企業関係者

業界団体・地域団体等の構成員 公職者(国会議員・地方議会議員)

職員(市長・助役等を含む。)

他の行政機関の職員

その他の個人

個別広聴

- ・市長への手紙
- ・まちかどトーク
- ・出前トーク
- ・政策提言会議
- ・市政アドバイザー
- ・その他

団体要望

- ・住民自治組織指 導者との懇談会
- ・婦人市政懇談会
- · 各種市政懇談会
- ・その他団体から の要望

契約業務等

工事請負

不動産・動産の売買・賃貸借等 製造その他の請負

業務委託

PFI 法による公共施設等の整備等

行政処分等

行政処分 行政指導

など

その他の 行政行為

行政計画 予算・事業

生活関連

電球玉換・

側溝補修等

契約業務等に関する働きかけ についての取扱要綱

該当すれば

記録・公表の旨告知 記録 局室区長等へ報告

概要の随時公表

公式・公開の場におけるもの 陳情書・要望書等の書面 局室区長が定める軽易なもの

を除く

適正な職務執行を妨げる働きかけ や 暴力・乱暴な言動など社会的相当性を逸脱する 手段による不当な要求行為 の場合は

職員の適正な職務執行の確保に関する指針(不当要求行為等対策)

該当すれば

記録

警告等必要な措置 局室区長等へ報告

不当要求行為等が止まない場合:局室区長による告発・公表等必要な措置 全庁的な取組みが必要な場合:不当要求行為等対策会議(庁内組織)

公式・公開の場でなされたもの 書面によりなされたもの 議会活動のためになされたもの

を除く